

平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	1	府 省 庁 名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
見直し項目名	公害防止用設備に対する課税標準の特例（15条3項関係）	
見直し内容 (概要)	<p>・ 制度の概要</p> <p>公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する以下の公害防止施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置が認められる。</p> <p>① 鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙処理施設、② 汚水又は廃液処理施設、③ ばい煙処理施設、④ 指定物質排出抑制施設、⑤ 産業廃棄物処理施設、⑥ 廃ポリ塩化ビフェニル廃棄物等処理施設、⑦ 産業廃棄物焼却溶融施設、⑧ 窒素酸化物燃焼改善設備、⑨ 除害施設、⑩ ダイオキシン類排出削減施設、⑪ 揮発性有機化合物排出抑制設備、</p> <p>各設備の特例率は以下の通り。</p> <p>②、③、⑪：1/6 ①、④、⑤、⑥、⑦、⑩：1/3 ⑧：2/3 ⑨：3/4</p> <p>・ 見直し内容</p> <p>以下の設備については、平成21年度末の適用期限の延長を要望しない。</p> <p>① 鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙処理施設、③ ばい煙処理施設、④ 指定物質排出抑制施設、⑤ 産業廃棄物処理施設、⑥ 廃ポリ塩化ビフェニル廃棄物等処理施設、⑦ 産業廃棄物焼却溶融施設、⑧ 窒素酸化物燃焼改善設備、⑨ 除害施設、⑩ ダイオキシン類排出削減施設、⑪ 揮発性有機化合物排出抑制設備</p>	
関係条文	<p>地方税法附則第15条3項、地方税法施行令附則第11条、地方税法施行規則附則第6条</p>	
廃止又は縮減の理由	<p>本設備（①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪）については、使用実績の減少及び環境基準の達成状況の改善による政策的意義の減少が認められるため。</p>	
増収見込額	<p>(22年度見込) : 2120.8 (単位 : 百万円)</p>	

平成 22 年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	1	府 省 庁 名 経 済 産 業 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
見直し項目名	公害防止用設備に対する課税標準の特例（15条4項関係）	
見直し内容 (概要)	<p>・ 制度の概要 公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する以下の公害防止施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置が認められる。</p> <p>①廃油・廃プラスチック類処理施設 ②地下水浄化施設 ③土壌浄化施設</p> <p>各設備の特例率は以下の通り。 ①: 2/3、②: 1/2、③: 1/3</p> <p>・ 見直し内容 以下の設備については、平成 21 年度末の適用期限の延長を要望しない。 ①廃油・廃プラスチック類処理施設 ②地下水浄化施設 ③土壌浄化施設</p>	
〔関係条文〕	〔地方税法附則第 15 条 4 項、地方税法施行令附則第 11 条、地方税法施行規則附則第 6 条〕	
廃止 又は 縮減の 理由	本設備（①、②、③）については、使用実績の減少及び環境基準の達成状況の改善による政策的意義の減少が認められるため。	
増収 見込額	(平成 22 年度見込) : 10.3 (単位 : 百万円)	

平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	1	府 省 庁 名 経 済 産 業 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
見直し項目名	公害防止用設備に対する課税標準の特例（15条6項関係）	
見直し内容 (概要)	<p>・ 制度の概要 公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する以下の公害防止施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置が認められる。</p> <p>①優良更新投資施設 ※優良更新施設の対象は、法附則15条第3項に定める以下の施設。 ・ 鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙処理施設、汚水又は廃液処理施設、ばい煙処理施設、産業廃棄物処理施設、廃ポリ塩化ビフェニル廃棄物等処理施設、産業廃棄物焼却溶融施設、窒素酸化物燃焼改善設備、除害施設、ダイオキシン類排出削減施設、揮発性有機化合物排出抑制設備、ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場、廃石綿・石綿含有産業廃棄物溶融施設</p> <p>・ 各設備の特例率は以下の通り。 ①：2／3</p> <p>・ 見直し内容 以下の設備については、平成21年度末の適用期限の延長を要望しない。 ①優良更新投資施設</p>	
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法附則第15条6項、地方税法施行令附則第11条、地方税法施行規則附則第6条 </div>	
廃止又は縮減の理由	本設備については、使用実績の減少及び環境基準の達成状況の改善による政策的意義の減少が認められるため。	
増収見込額	(22年度見込) : 0.4	(単位：百万円)

平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	1	府 省 庁 名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
見直し 項目名	公害防止用設備に対する課税標準の特例（15条7項関係）	
見直し 内容 (概要)	<p>・ 制度の概要 公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する以下の公害防止施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置が認められる。</p> <p>①産業廃棄物焼却施設 ・ 各設備の特例率は以下の通り。</p> <p>① 2/3</p> <p>・ 見直し内容 以下の設備については、平成21年度末で廃止する。</p> <p>①産業廃棄物焼却施設</p>	
〔関係条文〕	〔地方税法附則第15条7項、地方税法施行令附則第11条、地方税法施行規則附則第6条〕	
廃止 又は 縮減の 理由	本設備については、使用実績の減少及び環境基準の達成状況の改善による政策的意義の減少が認められるため。	
増収 見込額	(22年度見込) : 1.9	(単位 : 百万円)